



## 生活にお困りの方や営業時間短縮要請等の影響を受ける事業者への支援に必要な予算を専決処分しました。

国の「非正規雇用労働者等に対する緊急支援策」を踏まえた生活にお困りの方への支援、営業時間短縮要請等の影響を受ける事業者への支援に必要な予算を専決処分しました。

### 1 専決予算額

一般会計 32億1,837万6千円 <補正後の額1兆455億4,905万1千円>

〔財源内訳：国庫支出金32億1,273万円、繰越金564万6千円〕

### 2 事業内容

(1) 生活にお困りの方への支援 14億1,957万6千円

・生活福祉資金特例貸付事業 10億9,000万円

休業等に伴う収入減少により資金が必要な世帯に対し、生活資金の貸付けを実施

※国の償還免除要件に該当しない方には、県独自に償還金の一部を補助(令和4年度以降実施)

・子育て世帯生活支援特別給付金(ひとり親世帯分)給付事業 2億8,869万5千円

低所得のひとり親世帯に対し、児童1人当たり5万円の特別給付金を支給

・高等職業訓練促進給付金等給付事業 1,038万円

国家資格や民間資格の取得を目指すひとり親世帯に対し、養成訓練期間中の生活費を支援

・ひとり親家庭住居支援資金貸付事業 3,050万1千円

就労等を目指すひとり親世帯に対し、住居の借上げに必要な資金の貸付けを実施

(2) 営業時間短縮要請等の影響を受ける事業者への支援 17億9,880万円

・新型コロナウイルス拡大防止協力金 14億6,600万円

県からの要請に応じて営業時間短縮等を行った事業者に対し、協力金を支給

・特別警報Ⅱ発出市町村飲食業等支援交付金 3億3,280万円

市町村が行う事業者支援の取組に対し、交付金を交付

信州版「新たな日常のすゝめ」

©長野県アルクマ



新型コロナウイルスの感染を防止するための行動を自ら考え実践しましょう

総務部財政課企画係

(課長) 矢後 雅司 (担当) 酒井 裕司

電話 026-235-7039 (直通)

026-232-0111 (代表) 内線 2053

F A X 026-235-7475

E-mail zaisei@pref.nagano.lg.jp

## 令和3年4月8日付け専決予算 事業一覧

事業名 [事業改善シート番号]	予算額 (千円)	事業内容
◎ 生活にお困りの方への支援		
生活福祉資金特例貸付事業費 [050401]	1,090,000	<p>県社会福祉協議会による生活福祉資金の特例貸付を円滑に実施するため、貸付けに必要な原資等を追加交付します。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・貸付主体 県社会福祉協議会 (窓口：市町村社会福祉協議会)</li> <li>・申請期限 令和3年6月末日</li> <li>・貸付メニュー <ul style="list-style-type: none"> <li>①緊急小口資金 <ul style="list-style-type: none"> <li>・対象者 休業等により収入の減少があり、緊急かつ一時的な生計維持のための貸付けを必要とする世帯</li> <li>・貸付上限 20万円以内</li> <li>・据置期間 1年以内*</li> <li>・償還期限 2年以内</li> <li>・貸付利率 無利子</li> </ul> </li> <li>②総合支援資金（生活支援費） <ul style="list-style-type: none"> <li>・対象者 収入の減少や失業等により生活に困窮し、日常生活の維持が困難となっている世帯</li> <li>・貸付上限 2人以上の世帯 月20万円 単身世帯 月15万円</li> <li>・貸付期間 最長9月（初回貸付分3月、延長貸付分3月、再貸付分3月）</li> <li>・据置期間 1年以内*</li> <li>・償還期限 10年以内</li> <li>・貸付利率 無利子</li> </ul> </li> </ul> </li> </ul> <p>※令和4年3月末日以前に償還開始の場合、据置期間を令和4年3月末日まで延長</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・償還免除対象者（国の償還免除要件） <ul style="list-style-type: none"> <li>①緊急小口資金 令和3年度又は令和4年度が住民税非課税世帯</li> <li>②総合支援金 初回貸付分：令和3年度又は令和4年度が住民税非課税世帯 延長貸付分：令和5年度が住民税非課税世帯 再貸付分：令和6年度が住民税非課税世帯</li> </ul> </li> <li>・県独自の支援策（令和4年度以降実施） 国の償還免除要件に該当しない住民税所得割非課税世帯相当の者には、償還金の一部を補助（最大28万円）</li> </ul> <p>※「まいさぼ」等が本人の目指す就労・就業や自立した生活に向けた支援を継続的に実施</p>
地域福祉課 FAX 026-235-7172 chiiki-fukushi@pref.nagano.lg.jp		

事業名 [事業改善シート番号]	予算額 (千円)	事業内容
子育て世帯生活支援特別給付金(ひとり親世帯分)給付事業費 [040801]  こども・家庭課 FAX 026-235-7390 kodomo-katei@pref.nagano.lg.jp	288,695	感染症の影響を受けているひとり親世帯の生活を支援するため、特別給付金を支給します。  ・給付対象者 ①児童扶養手当受給者 ②児童扶養手当を受給していないひとり親のうち、収入が児童扶養手当を受給している方と同じ水準となっている方 ・給付額 児童1人当たり5万円
高等職業訓練促進給付金等給付事業費 [040801]  こども・家庭課 FAX 026-235-7390 kodomo-katei@pref.nagano.lg.jp	10,380	ひとり親の資格取得を支援するため、養成訓練受講期間中及び修了時に給付金を支給します。  ・給付対象者 児童扶養手当受給者(同等の水準の者を含む) ・給付額 ①養成訓練受講期間中 月額10万円 (住民税課税世帯は月額7万5千円) ②養成訓練修了時 5万円 (住民税課税世帯は2万5千円) ・対象資格 1年以上の訓練を必要とする国家資格等に加え、6月以上の訓練を必要とする民間資格等を新たに給付対象として拡充
<b>【新】</b> ひとり親家庭住居支援資金貸付事業費 [040801]  こども・家庭課 FAX 026-235-7390 kodomo-katei@pref.nagano.lg.jp	30,501	ひとり親の就労やキャリアアップを支援するため、住居の借上げに必要な資金の貸付原資を交付します。  ・貸付主体 (福)長野県社会福祉事業団 ・貸付対象 児童扶養手当受給者(同等の水準の者を含む)であって、母子・父子自立支援プログラムの策定を受けている者 ・貸付上限額 月額4万円(最長12月) ・償還免除対象者 1年以内に母子・父子自立支援プログラムで定めた目標に合致した就職をし、1年間継続就労した者

事業名 [事業改善シート番号]	予算額 (千円)	事業内容
◎ 営業時間短縮要請等の影響を受ける事業者への支援		
新型コロナウイルス拡大防止 協力金 [070104]  産業政策課 FAX 026-235-7496 sansei@pref.nagano.lg.jp	1,466,000	感染拡大を防止するため、県からの要請に応じて、営業時間短縮等を行った事業者に対して、協力金を支給します。  ・支給対象者 県からの要請に応じて施設の使用停止（休業）又は営業時間の短縮に協力した事業者 ・支給額 1事業所（店舗）当たり4万円/日  (新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金活用事業)
特別警報Ⅱ発出市町村飲食 業等支援交付金 [070104]  産業政策課 FAX 026-235-7496 sansei@pref.nagano.lg.jp	332,800	特別警報Ⅱ発出等により影響を受けている地域産業を支援するため、事業者の経営支援や需要喚起等を行う市町村に対し、交付金を交付します。  ・交付対象者 県が特別警報Ⅱの発出又は営業時間短縮等の要請を行った市町村 ・交付対象事業 事業者への経営支援や需要喚起、誘客促進など地域産業への支援に資する事業  (新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金活用事業)